

保護者の皆様へ

つくばみらい市長 小田川 浩
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育施設利用の
自粛要請期間終了について (第6報)

日頃より、市保育行政にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みに対しましても、長期間にわたり多大なるご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、茨城県は県の対策指針「茨城コロナNext」を踏まえ、4段階のうち「Stage2」から「Stage1」へ令和2年6月8日から緩和することを発表しました。

市としましても、皆様にご協力をお願いしております保育施設利用の自粛につきまして、6月14日で終了することといたします。

今後も、新型コロナウイルスの感染症の第2波、第3波に備えて、再び感染症を発生・拡大させない取組みが求められておりますので、皆様におかれましては、施設のルールを厳守していただくとともに、日常生活での感染防止対策に努められますようお願いいたします。

今後の感染状況等によっては、市の対応を急きょ変更する場合もございますので、あらかじめご承知おきくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 利用自粛要請の終了日

令和2年6月14日(日)で終了します。翌6月15日(月)から通常利用となります。

2 対象施設

市内すべての認可保育施設(保育所、保育園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育)

3 保育料の取扱い

利用自粛要請期間は日割り計算となります。自粛要請期間終了後(6月15日以降)は、お休みされても通常どおり保育料を徴収します。

(裏面へ)

(1) 市で徴収している施設の場合（保育所（園））

- ①こども課で、通常どおりの保育料を徴収します。
- ②施設からこども課へ、児童ごとの出欠状況を報告いただきます（月ごと）
- ③出欠状況をもとに、こども課で日割り計算し、後日保護者へ還付します。

※還付時期等が決まりましたら、月ごとにお知らせいたします。

(2) 自園徴収している施設の場合（認定こども園，小規模保育施設，家庭的保育施設）

- ①施設からこども課へ、児童ごとの出欠日状況を報告いただきます（月ごと）。
- ②出欠状況をもとに、こども課から施設へ還付額を提示します。
- ③施設から、保護者の方へ還付します。 ※翌月の保育料に充当される場合もあります。

4 給食費の取扱い

ご利用の施設にご確認ください。

5 ご利用にあたって

- ・これまでどおり、各施設における健康確認のルールをお守りください。
- ・お子様をはじめ、同居のご家族に、発熱、咳または倦怠感等の体調不良の方がいる場合は、ご利用をお控えください。
- ・送迎の際には、マスク着用等による感染防止対策のご協力をお願いいたします。
- ・各施設の行事やイベント等について、「3密」を避けるため、規模の縮小や中止をする等の対応が考えられますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

【問合せ先】

つくばみらい市保健福祉部こども課

担当：境野，齊藤

TEL：0297-58-2111（内線 4200，4202）